

平成23年度第3回定例会

日 時： 平成23年11月24日（木）午後2時30分～

場 所： 図書館本館 講座室

出席者： 会長、副会長、委員5名

教育部長、図書館長、管理・奉仕担当4名

会長： 委員2名より遅れる旨の連絡が入っているが、定数に達しているため第3回定例会を開催する。

会長： 本日の議題は、「第二次子どもの読書活動推進計画素案について」「図書館評価方法について」「利用規定（貸出制限）について」の3件である。はじめに「第二次子どもの読書活動推進計画素案について」の説明を事務局よりお願いしたい。

事務局： （案の概要説明・今後の予定）

今月21日の教育委員会でこの素案の報告をした。今後は12月12日の教育委員会で案を確定し、パブリックコメント（12月20日～1月10日）を実施後、市民連絡会議・幹事会・委員会を経て今年度中に策定する。

会長： これは、前回の協議会で意見交換した計画骨子案に肉付けされたもの。策定に関わっている委員より補足説明等あればお願いしたい。

委員： 限られた予算の中で今あるものを有効活用するために、市立図書館と学校図書館等の連携や人材の育成として学校図書館司書の充実などが盛り込まれているとの印象を受けた。

委員： 「はじめに」文章の前半部分をより深めたものにしてほしい。これでは浅いのでは。子どもたちを取り巻く様々な立場の大人たちが、なぜ今この計画を一緒に考えあって作ったのかの気持ちが表れていない。ここに書かれた事はこのとおりだが、たとえば「溢れる情報の中で、自ら考え判断し、情報を活用して、主体的に生きてゆく必要があります」とあるが、これは子どもたちだけでなく、大人の課題でもある。子どもたちがどうやって主体的に生きていく力、どのように読むことを身につけていくかということだろう。第一章の意義と重なりあわないように、こういう計画を大人たちがなぜ作ろうとしているのかを反映させた文章にしてほしい。震災の年にみんなで考えて作った計画の意味にふれてほしい。子どもたちの震災の恐怖、悲しみを本でいやすのも大事だが、それだけでなくこういう大きなことが起こった時、目に見えないもの、文化をもっと大切にしたいという思いを盛り込んでほしい。それがこの文章では言い切れない。それを深めてほしい。

会長： これらを何らかの形で反映した文章の工夫をお願いしたい。

副会長： 質問だが、施策6の「蔵書の充実」に「市立図書館と学校図書館及び学校図書館間の資料の有効活用」、施策8の「環境の充実」に「学校図書館の調べ学習・読書・おはなし会の環境整備」とあるが、多摩市では学校図書館との物流をどのようにしているのか。

事務局： 図書館システムと学校図書館システムは合同で使っているため、資料の相互のやりとりが可能。

図書館の行う学校支援の方法は、まず、学校の先生が、調べ学習などのため学校図書館司書に資料提供の要望を出す。次に学校図書館司書から市立図書館に連絡があり、市立図書館から学校図書館に週3回の連絡便で資料を届ける。学校に届いた資料は、見た目は図書館の本だがデータ上はその学校の蔵書となっているので、その学校の子どもは、学校の図書カードで、学校の本と同じに図書館の本を借りることができる。

それと同様に学校間で蔵書をやりとりすることもシステム上は可能で、学校図書館司書の間では相互貸借をしたいと話題になっているが、現在のところ、物流の確保ができていないこと、そして万一図書が紛失した場合の扱いなどが未整理のため、まだ実現できていない。

委員： このような計画が策定されても、予算の関係で学校図書館司書の削減はあり得るのか。

事務局： 市の財政が厳しいため全分野で予算の削減はあり得る。

委員： それがあるとしたら、せっかくこういう計画ができたのにととても残念なこと。学校図書館司書の予算をできるだけ削減しないよう希望したい。

委員： この二次計画は一次とあまり変わらない印象を受ける。一次計画を踏まえて、もう少し発展させてほしい。

大人たちの思いを子どもが感じ取れなければ、子どもはついてこない。これを読んだ子どもたちは受け入れられるのか。反発しないのか。

重点目標とあるが、基本目標でいいのではないか。また、基本目標に持続可能な開発のための教育、例えばESDとつながるものを盛り込んでほしい。これでは全体に、一歩引いたような印象を受ける。一次計画の現状維持の形から出ていない。もう少し、一歩前進した計画であってほしい。

会長： この計画案についての意見を図書館協議会としてまとめ、子どもたちが主人公の子ども版の計画を作る、子どもたちが読んで受け入れられるような目標にステップアップさせ伝える努力をするというのはいかがか。環境の整備だけでなく、ソフト面の充実も盛り込めるとよい。

行政がとりこぼした部分を埋めるのは、我々協議会ができることではないか。子ども、親、第三者の全てを含め、全員に伝えられるものができれば理想だが、理想的なものにはなかなかなるものではない。事務局を含めての作業も必要だが、自分たちの時間でそういうことを行うのも大切だ。

こういう席では時間的な制限もあるので、メールなりでそれぞれの意見を事務局に提出し、とりまとめをお願いしては。

委員： 施策3の「おはなし会の充実」にある「実態にあった持ち方」とは何か。具体的なものがないとわからない。また、「ボランティアの育成・活用」は今までもおこなっているはず。本当に漠然として、何のことなのかわからない。二次計画なので一次計画より前向きに取り組んでいただきたい。

委員： この素案は子どもたち向けに書いているのではない。大人がどう働きかけるか、どう取り組むかという計画なので、子ども向けの文書としては作っていない。子どもが本に親しむことを、大人の責任でどう働きかけをするかというもの。二次だからといって新しいものばかりを載せるべきではない。継続して取り組むべきものもある。一次と読み比べていただければ発展していることがわかるはず。

委員： 新しい取組みを載せるべきと言っているのではなく、現状をどう考え、どう改善していくのかがわからない。今を否定しているのではなく、より良いものにしてほしいと考えている。ESD(持続可能な開発のための教育)に絡めた取組みを読書活動にも盛り込むなど、もうワンステップあげることはできないか。

事務局： (二次計画策定にあたっての説明)

一次計画は、計画を着実に進行するために細かく作り込んでいる。そのため進行管理は綿密に行えたが、柔軟性に欠けるなどの欠点もあった。そのため、二次では一次と比べてシンプルな構成を目指した。一次では82項目あった施策を15項目にまとめ、「誰が」行うのかではなく「何のために」行うのかという目指す効果、目的に重点を置いた。

その目的に対し、それぞれの立場でどんなことをしようか発案し、その結果を1年毎にまとめて共有することで、「こういうことなら自分たちでできる、自分たちはこんな工夫ができる。」と新たな活動につながることを期待したい。計画を初めて5年たったとき、広がっているものにしたい。

委員： そういうことではなく、1本の筋が抜けているのではないかと言いたい。この計画は、子どもが自分から進んで読書や調べものをして、学校教育の取組みにつなげていくものではないのか。「すべての子どもに読書のよろこびを」とあるが、読書は喜びだけではなく、課題解決など様々な効果があるはず。

委員： この計画は学校教育だけではなく、すべての子どもに読書のよろこびを伝えるもの。この「よろこび」とは単なる「おもしろい」とか「楽しみ」だけではなく、本の世界に出合った一生貫く広い意味での「よろこび」である。そういう大きい意味での喜びを込めている。

委員： 自分は学校教育の現場にいたが、この計画は学校教育のノウハウとは少

-
- し違い、すべての人から見た読書であると思う。たとえるなら、漢方薬のようなもの。学校教育とは別の方針があって良いのでは。
- 委員： 学校は、将来社会を担う人材に育つように生きていく力をつけるという意味で、将来目指すものは同じではないのか。
- 副会長 論点がずれているように思う。
- 二次計画を見ると、図書館だけでなく、市の他の部署や市民などを含めたひとつの統一した体系になっている。全体を通したもの。学校教育における読書活動も含め、関係者で力を合わせてやっていこうというものに見える。
- 個々には多少疑問と思うところもあるが、町田で同じような計画を策定したときには触れられていない視点もある。その逆もあるが。この計画案は市民も委員に入り策定しているものなので尊重すべき。不足があるなら協議会として意思表示すべきと思うが、大きな逸脱はないように思える。
- 図書館協議会の意見はパブリックコメントと同列の扱いのように見えるが、協議会の意見をまとめるなら、おかしい個所のどこをどう修正するのかを事務局へメール等で具体的に連絡し、事務局から他の委員に投げかけ、場合によっては集まる必要もあるかと思う。
- 事務局： 実は、策定委員会の中でも、読書は喜びだけではなく、悩みを解決したり知識を得たりといった意義があり、喜びだけでは狭いのでは、との意見があった。そのときは、先ほど委員から補足説明をいただいたように、喜びとは様々な広がりがある言葉、と説明した。
- しかし、先ほど委員会と同様の発言があったことで、喜びの意味を楽しい、面白いと同義に捉える人が多いのではないかと感じた。多くの方に計画を理解していただくためには、「よろこび」の意味を計画の中できちんと説明するべきかと思ったので、それは事務局で検討させてほしい。
- 会長： では、ほかに意見があれば、メール、郵送等で事務局へ提出を。事務局では、とりまとめて各委員に連絡を。
- 次に「図書館評価方法について」協議依頼があった。事務局より説明をお願いします。
- 事務局： (図書館評価について説明)
- 評価体制と評価項目について協議をお願いしたい。
- 会長： まず評価体制について、ご意見があればお願いします。
- 副会長： 事務局から、評価項目として委託項目全般を提示されているのは妥当と思う。だがこれだけでは充分ではなく、委託そのものの妥当性、長期的な影響なども含めての評価とされるべき。
- 次に検討体制については、事務局から案が3つ出されておりどれも一長一短あるが、私は案1の全員で全項目を評価する、が理想と思う。実際に

は、委員の状況により項目をある程度限ることがあってもやむを得ないと思うが。この件については、次回の図書館協議会までに集まる場が必要では。

委員： 図書館協議会でおこなう評価はいつまでか。

事務局： 唐木田図書館の業務委託は2年間、つまり平成24年度まで。平成25年度予算で次の方針を上げるためには、遅くとも9月頃には教育委員会で方向が決まっている必要がある。逆算すると、5月までには図書館協議会としての評価をお願いしたい。

委員： 評価のための資料はどのようなものが用意されるのか。

事務局： 指定していただければ可能な限り用意する。

委員： 市民評価のためのアンケート結果と、事業者の自己評価が見たい。

事務局： 提供は可能だが、時期的に難しい。資料3-14にお示したように、一次評価は市民評価、内部評価、活動評価、自己評価と4つの側面を想定しており、協議会をお願いするのは活動評価の部分。他の状況についてもこれまで通り情報提供はするつもりだが、4つとも5月末頃までに並行して進行することが考えられる。

委員： 千代田区では事業者による自己評価を半年ごとに出している。部分的にでも、今あるものだけでも見たい。図書館を見に行くにしても、資料がないため評価が難しい。

事務局： 受託事業者は、受託された全図書館で「図書館カルテ」を作成している。その作り方について確認したところ、1年経過したところで受託館のスタッフが自己評価を行い、それを事業者が取りまとめて比較評価をすることになっているので、時期的に間に合わないと思う。

会長： では、各自自習をして次回協議会の最初に協議を。

委員： 評価項目だけでも話し合いたい。

副会長： 「人材の確保」については、延べ何人で図書館運営の体制を担ったのか、一人が継続して働き続けることができる体制なのかを知りたいので、資料提供を依頼する。

委員： 「レファレンス事例」も必要。

委員： もっと幅広く「読書案内」や「問合せ」にも的確に対応ができているのかも知りたい。

事務局： 一般利用者の顔で、同じ質問を複数館でするのはどうか。

委員： 唐木田の評価だけでなく、他館の評価も行うのか。

事務局： 地域館全体の評価でないと、比較検討できないので。

昨年度、市長から教育委員会に、図書館の抜本的なあり方を見直すようオーダーがあり、本館・拠点館についても評価が必要だが、今回は地域館の評価が中心。資料3-14で位置付けのご確認を。

- 委員： 評価項目に「おはなし会」も必要。唐木田図書館のおはなし会を見に行った時に、集まった子どもたちが途中で何人も帰って行った。
利用者との接点のあるところでの評価も必要。
- 副会長 ところで、評価体制についての決定がまだだが、案1（全員で全項目を評価する）でよいか。
- 委員(複数)： 評価はいろいろな目で見ただけのほうがよいので、案1がよい。
- 事務局： 事務局から、委託項目全般を項目として提案している。別途追加もあるかと思うが、とりあえずその項目については評価を行うとして準備を進めてもよいか。それともそこは白紙のまま次回の課題とするか。
- 副会長 準備を進めてもらって良いのでは。みなさんはいかがか。
(委員が頷き、決定)
- 事務局 この委託項目にはこういう統計項目がある、こういう判断になる、等を具体的に提示するので、その項目で良いかを判断していただければと思う。
- 会長： では、評価体制については案1（全員で全項目を評価する）で行う。また、追加の評価項目については各自で事務局へメールをすることとする。
次に最後の議題「利用規定（貸出制限）について」事務局より説明をお願いしたい。
- 事務局： (貸出制限についての説明)
平成16年度に一般貸出の冊数制限を5冊から無制限にした。その後、数百冊借りる人がいるなどの開始当時は想定していなかった状況が生じており、利用の公平性等問題が出てきた。公園などの公共財がある程度の人数が同時に利用できるのに対し、図書館資料はコモン財であり、ある人が利用しているときは他の人が利用することはできない。という事情により見直しを検討している。このことについて意見をお願いしたい。
なお、この件について状況を詳しく説明すると、利用者が推定される恐れがあるため非公開での会議を提案したいと考え、正副会長にその旨をお伝えしていた。しかし、既に開催予定時間を延長しておりあまり詳しい説明はできないと思うので、継続しての意見交換をお願いする。
- 委員： 限られた蔵書を占有されたら他の人は利用できない。制限は設けるべきではないか。
- 会長： 無制限に繰り返し借りられたら棚に並ばないため、機会不均等であり、公共図書館として許されないのではないか。
- 副会長： 特定の利用者（常に数多くの貸出がある利用者）のために無制限を見直そうとしているのか。町田のように、1回の延長は認めるが再貸出を認めないようなシステムに変更すれば問題はなくなる。読める範囲で無制限が理想ではあるが。

-
- 事務局： 多摩市でも、延長は1回までとしている。しかし、返却された本を再度借りるのを止めることはできない。
- 図書館としても、特定の利用者のために利用規程を厳しくすることはサービス後退ではないかとの忸怩たる思いがあり、悩んでいるところ。そこで、第三者的な協議会のご意見をお願いした。
- あるテーマの展示を行ったとき一人の利用者が殆ど借りたので、他の利用者の目に触れないことがあった。
- 副会長 図書館運営に支障があるのなら見直しは必要。
- 会長： 協議会としては、公平性を保つために無制限は検討すべきである。
- 委員： 現在の利用状況を見ると、貸出制限を設けてもほとんどの人は該当しない。この状況なら、利用制限を行っても図書館は恥ずかしくはない。通常を持ち帰れる範囲での冊数設定というのが適切と思う。
- 委員： 貸出冊数が無制限になったときは嬉しかった。文庫をしている自分としては、団体貸出の規定は別にあるが、おはなし会の本の検討をするときなど一時的ではあるが沢山の本を個人的に利用することがある。読み比べなどできて勉強になりありがたい。制限を設ける必要はあると思うが、以前の5冊に逆戻りするのではない方向で検討していただければと思う。
- 委員： 団体とは別に、読書活動をしている人は特別に貸出冊数を多くすることも検討してはどうか。
- 副会長： この特定の利用者とは話をしたのか。
- 事務局： 当該利用者は、利用規程内の権利であると認識している。
- 会長： 公平性の観点から、制限の方向で検討をしてはどうかとの提案を協議会での結論としたい。
- これで定例会を終了する。